

入管庁管第 135 号
開海発 0116 第 1 号
令和 6 年 1 月 16 日

外国人技能実習機構 総務部長殿
指導援助部長殿
技能実習部長殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公 印 省 略)
厚生労働省参事官(海外人材育成担当)
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震で被災した外国人に係る資格外活動許可の
取扱いについて

標記地震の影響で広域に渡って多大なる被害が発生しているところ、出入国在留管理庁において、令和 6 年 6 月 30 日までの間、同地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる、技能実習生を含む就労の在留資格を有する外国人に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を開始しました。

本取扱いの詳細については、入管庁 HP に掲載されておりますので、ご確認いただくとともに、関係者から、一時的に資格外活動を行うことについて相談を受けた場合は、最寄りの地方出入国在留管理官署に問い合わせるよう案内願います。

なお、本取扱いに基づき、資格外活動を行っていた期間については技能実習の期間に含まれるものではないことから、資格外活動を行ったことにより、技能実習の終期が変更となった場合、通常であれば中断後の再開のための手続が必要となるところ、変更となる技能実習計画の終期の期間が 3 月を超えないものは、特例的に、技能実習計画の変更認定の申請、技能実習計画軽微変更届出書の提出及び技能実習実施困難時届出書の提出は不要と整理します。

貴殿におかれましては、地方事務所へ周知方よろしく申し上げます。

添付物

案内用リーフレット

令和6年能登半島地震の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 今回の地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける市町村に住居地を有し就労の在留資格を有する方
- ② 一定の期間、今回の地震に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3か月を超えない範囲を言います。

【資格外活動許可の内容】

1日について8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から3か月となります。

ただし、許可期限が令和6年6月30日を超える場合は、同日が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html) をご覧ください

い。





世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

れいわ ねんの とはんとうじしん えいきょう あいだ かいしゃ
令和6年能登半島地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で

じっしゅう はたら ひと かいしゃ はたら きよか
実習や働くことができない人は、ほかの会社で働くための許可

(※) をもらうことができる特別な対応をしています

しかくがいかつどうきよか
(※)「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

つぎ あ ひと たいしょう
次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① こんかい じしん おお ひがい う す はたら
今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための
ざいりゅうしかく も ひと
在留資格を持っている人

② こんかい じしん げんいん あいだ かいしゃ はたら
今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの会社で働くことができな
いが、しばらく経ってから、いまの会社でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

【許可の内容】

いち じかん はたら
1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

はたら きよか ひ げつかん
働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、令和6年（2024年）6月30日

こ ばあい ひ きげん
を超える場合は、この日が期限です。

くわ 詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00182.html)を見てください。

